

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 天龍村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.8%
全職員	67.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	対象者なし
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	100.0%
本庁係長相当職	103.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	90.9%
26～30年	97.7%
21～25年	88.4%
16～20年	100.8%
11～15年	97.3%
6～10年	89.8%
1～5年	106.3%

【説明欄】

- ・ 役職段階別の本庁部局長・次長相当職は、対象職員がない。
- ・ 男女の両方若しくはどちらかに該当職員が不在の場合は「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。